

8 ダイオキシン類の状況

1 目 的

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、環境中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、同法第 34 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、ダイオキシン類の排出状況を把握するため、事業場への立入検査を実施しました。

特別措置法第 27 条第 3 項及び第 28 条第 4 項の規定に基づき、測定結果、特定施設の設置者が実施した排出ガス等の自主測定結果及び「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく最終処分場設置者による放流水等の自主測定結果を公表します。

2 測定期間 : 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

3 特別措置法に基づく測定結果

(1) 環境中の測定結果

① 一般環境大気

1 地点（定点）で測定した結果、0.0086pg-TEQ/m³（年平均値）であり、いずれも環境基準（以下「基準」という。）を達成しました。

表－1 一般環境大気測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/m³）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準
1	平字揚土地内	第 1 回	7 月 15 日～7 月 22 日	0.012	0.0086	0.6 以下
		第 2 回	12 月 11 日～12 月 18 日	0.0052		

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

② 公共用水域（河川・海域）の水質・底質

（ア）河川の水質・底質

a 河川の水質

6 地点（定点）で測定した結果、0.057～0.85pg-TEQ/L（年平均値）の範囲となり、すべての地点で基準を達成しました。

表－２ 河川水質測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/L)

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準
1	大久川（蔭磯橋）	第 1 回	5 月 26 日	0.24	0.24	1 以下
2	夏井川（六十枚橋）	第 1 回	6 月 13 日	0.26	0.16	
		第 2 回	11 月 14 日	0.066		
3	夏井川（山下谷橋）	第 1 回	6 月 13 日	0.14	0.10	
		第 2 回	11 月 14 日	0.057		
4	藤原川（みなと大橋）	第 1 回	5 月 26 日	0.85	0.85	
5	鮫川（鮫川橋）	第 1 回	5 月 26 日	0.24	0.24	
6	蛭田川（蛭田橋）	第 1 回	5 月 26 日	0.80	0.80	

(注) 環境基準は、年平均値で評価します。

ｂ 河川の底質

６地点（定点）で測定した結果、0.12～5.3pg-TEQ/g の範囲となり、すべての地点で基準を達成しました。

表－３ 河川底質測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/g)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準
1	大久川（蔭磯橋）	５月 26 日	0.39	150 以下
2	夏井川（六十枚橋）	６月 13 日	0.92	
3	夏井川（山下谷橋）	６月 13 日	0.16	
		11 月 14 日	0.12	
4	藤原川（みなと大橋）	５月 26 日	5.3	
5	鮫川（鮫川橋）	５月 26 日	2.4	
6	蛭田川（蛭田橋）	５月 26 日	2.5	

(イ) 海域の水質・底質

ａ 海域の水質

３地点（定点）で測定した結果、0.033～0.062pg-TEQ/L の範囲となり、すべての地点で基準を達成しました。

表－４ 海域水質測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/L)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準
1	夏井川沖約 1,500m 付近	７月 18 日	0.033	1 以下
2	小名浜港四号埠頭先		0.062	
3	鮫川沖南約 2,000m 付近		0.045	

b 海域の底質

3 地点（定点）で測定した結果、0.12～6.9pg-TEQ/g の範囲となり、すべての地点で基準を達成しました。

表－5 海域底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準
1	夏井川沖約 1,500m 付近	7 月 18 日	0.12	150 以下
2	小名浜港四号埠頭先		6.9	
3	鮫川沖南約 2,000m 付近		0.90	

② 地下水

市内を約 10km 四方のメッシュに 12 区分したうちの 3 区分（3 地点）で測定した結果、0.033～0.17pg-TEQ/L となり、すべての地点で基準を達成しました。

表－6 地下水測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準
1	渡辺町洞地内	6 月 10 日	0.17	1 以下
2	小川町上小川字中戸渡地内	7 月 28 日	0.038	
3	小川町塩田字塩沢地内	7 月 28 日	0.033	

③ 一般環境土壌

市内の 2 地点で測定した結果、0.00081 および 0.057pg-TEQ/g となり、すべての地点で基準を達成しました。

表－7 一般環境土壌測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準
1	泉町玉露地内	7 月 30 日	0.00081	1,000 以下
2	江名地内	8 月 8 日	0.057	

(2) 立入検査による測定結果

① 排出ガス

立入検査対象 16 事業場のうち、検査した 1 事業場 1 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.0000023ng-TEQ/m³N であり、排出基準を下回りました。

表－8 立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準
1	日本製紙勿来クリーンセンター (株) (廃棄物焼却炉)	9 月 25 日	0.0000023	1

(注) 特別措置法に基づく排出ガスの立入検査対象は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

② 排水水

立入検査対象 9 事業場のうち、検査した 1 事業場の排水水中のダイオキシン類濃度は、0.10pg-TEQ/L であり、排出基準を下回りました。

表－9 立入検査（排水水）事業場及び測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準
1	日本製紙(株)勿来工場 (廃ガス洗浄施設)	9 月 12 日	0.10	10

(注) 特別措置法に基づく排水水の立入検査対象は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

(3) 設置者による測定結果

特別措置法に規定する特定施設について、令和 8 年 3 月 31 日までに測定し、報告のあった測定結果の概要は次のとおりです。(詳細は別添「ダイオキシン類測定結果個表」のとおり。)

① 排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.00000092～7.1ng-TEQ/m³N の範囲となり、測定を実施したすべての事業場で排出基準を下回りました。

表－10 設置者による測定状況（排出ガス）

施設区分	対 象 事業場数	対 象 施設数	測定対象 煙 突 数 (A)	測定報告 煙 突 数 (B)	測 定 未報告 口 数	測 定 実施率 (B/A)	基 準 不適合 口 数
廃棄物焼却炉	15	22	19	19	0	100%	0
その他の施設	2	6	6	6	0	100%	0
合 計	17 (16)	28	25	25	0	100%	0

(注) 1 1つの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。

2 測定対象煙突数は、稼働実績のある施設と接続された煙突で、ダイオキシン類に係る排出ガスの測定を実施すべき煙突の数です。（対象施設から現在稼働実績の無い施設等を除外しています。）

3 排出ガスの基準については、別添資料-2の「大気排出基準」を参照してください。

4 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-33）を参照してください。

② 排水

対象事業場からの排水中のダイオキシン類濃度は、0.0013～0.46pg-TEQ/Lの範囲となり、すべての事業場で排出基準を下回りました。

表－11 設置者による測定状況（排水）

施設区分	対 象 事業場数	対 象 施設数	測定対象 排出口数 (A)	測定報告 排出口数 (B)	測 定 未報告 口 数	測 定 実施率 (B/A)	基 準 不適合 口 数
廃棄物焼却炉の 廃ガス処理施設	7	23	7	7	0	100%	0
その他の施設	6	18	6	6	0	100%	0
合 計	13 (9)	43	14(10)	13(10)	0	100%	0

(注) 1 ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業場を除いた数を示しています。

2 測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排水の測定を実施すべき排出口の数です。また、区分の異なる施設の排水口はそれぞれに計上していますが、合計のカッコ内では、重複している排出口を除いた数を示しています。

3 排水の基準は、別添資料-2の「水質排出基準」を参照してください。

4 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p34）を参照してください。

③ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処分方法を判定する基準

対象施設からのばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～3.3ng-TEQ/gの範囲となり、測定を実施した10事業場のうち、8事業場で処分基準を下回りましたが、2事業場で処分基準を超過しました。なお、処分基準を超過した事業場については、ばいじん等を適正に処分するよう指導しました。

表－12 設置者による測定状況（ばいじん等：廃棄物焼却炉）

施設区分	対 象 事業場数 (A)	測定報告 事業場数 (B)	測定未報告 事業場数	測定実施率 (B/A)	基準不適合数
廃棄物焼却炉	10	10	0	100%	2

(注) 1 施設の構造上、ばいじん等が排出されない4事業場及び現在稼働実績のない1事業場については、除外しています。

- 2 ばいじん等の基準は、別添資料-2 の「廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準」を参照してください。
- 3 各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-32）を参照してください。

4 廃棄物処理法に基づく測定結果

(1) 立入検査による測定結果

① 廃棄物焼却炉の排出ガス

対象 10 事業場のうち、立入検査した 4 事業場 4 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.0000017～0.069ng-TEQ/m³N の範囲となり、全ての施設で維持管理基準を下回りました。

表－13 立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m³N）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準
1	(株)ケミクレア小名浜工場	液中焼却炉	7月 17 日	0.0000017	0.1 以下
2	いわき大王製紙(株)	2 号焼却炉	9月 4 日	0.069	0.1 以下
3	小名浜製錬(株)	反射炉 No.1、2	9月 30 日	0.028	1 以下
4	(株)クレハ環境	7号焼却炉	11 月 20 日	0.0015	0.1 以下

（注）立入検査対象事業場は、ダイオキシン類測定結果個表（p31-33）を参照してください。

② 廃棄物最終処分場の放流水

立入検査した 2 事業場 2 施設（管理型産業廃棄物最終処分場 2 施設）の放流水中のダイオキシン類濃度は、0.00040～0.034pg-TEQ/L の範囲となり、すべての施設で維持管理基準を下回りました。

表－14 立入検査（放流水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準
1	三山クリーン(株)	湯ノ岳処分場	9月 10 日	0.034	10 以下
2	ひめゆり総業(株)	町田・平太郎処分場		0.00040	

(2) 設置者による測定結果

① 一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

市の施設である一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類濃度は、放流水が 0.000045～0.034pg-TEQ/L、地下水が 0.038～0.10pg-TEQ/L の範囲内となり、維持管理基準を下回りました。

表－15 一般廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

No.	最終処分場名		測定月日	測定結果	維持管理基準
1	クリンピーの丘	放流水	9月29日	0.000045	放流水：10以下 地下水：1以下
		地下水（上流）	9月29日	0.10	
		地下水（下流）	9月29日	0.038	
2	クリンピーの森	放流水	6月19日	0.000053	
			10月20日	0.034	
		地下水（上流）	喝水	—	
		地下水（下流）	6月19日	0.038	

(注) 1 放流水の基準は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）」に基づく維持管理基準です。

2 地下水の基準は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示）」に基づく環境基準です。

② 産業廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

対象12処分場におけるダイオキシン類濃度は、放流水が0～0.037pg-TEQ/L、地下水が0.037～0.92pg-TEQ/Lの範囲内で、すべての施設で維持管理基準を下回りました。

表－16 産業廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

No.	最終処分場名			測定結果	測定月日	維持管理基準
1	ひめゆり総業(株) ・ 町田処分場 2 平太郎処分場	放流水	既存	0	9月9日	放流水：10以下 地下水：1以下
			新設	0		
2		地下水	上流	0.065		
			下流	0.081		
3	三山クリーン(株) ・ 兎沢地内 4 大端地内	放流水		0.037	1月27日	
		地下水	上流	0.065		
4			下流	0.056		
5	三山クリーン(株) 湯ノ岳地内	放流水		0.0015	1月27日	
		地下水	上流	0.044		
			下流	0.20		
6	(株)クレハ 桜町処分場	地下水	上流	0.45	6月24日	
			下流	0.50	9月18日 11月11日	
		放流水		0.00020	6月23日	
7	(株)クレハ 広町処分場	地下水	上流	0.26	6月23日	
			下流	0.059	9月17日	
8	堺化学工業(株) ・ 旧内郷処分場 9 新内郷処分場	放流水		0.00011	7月22日	
		地下水	下流	0.073		
10	堺化学工業(株)渡辺処分場	放流水		0.00016	7月30日	
		地下水	上流	0.92		
			下流	0.34		
11	常磐共同火力(株)添野処分場	放流水		0.00011	12月19日	
		地下水	上流	0.037		
			下流	0.040		
12	(一財)福島県いわき処分場 保全センター	放流水		0.00032	10月22日	
		地下水	深井戸	0.039		
			A・B	0.039		
			C	0.038		
		浸出液	A・B・C	0.00099		

(注) 1 放流水の基準は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準です。

2 地下水の基準は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示)」に基づく環境基準です。

3 複数の施設の放流水が同一排水口から放流される処分場については、施設区分の中央に測定結果を記載しました。

4 同一地点で複数回測定がされている場合、平均値を記載しました。

5 浸出液の測定は、地下水にダイオキシン類の影響を及ぼさないことを確認するために実施したものであり、浸出液に規制基準はありません。

5 今後の対応

今後ともすべての規制対象事業場に対して、適正使用及び維持管理等の徹底に係る監視・指導を継続していきます。